

## 二十卷本『搜神記』の成書に関する一考察

大橋賢一

はじめに

二十卷本『搜神記』巻一五にみえる「河間郡男女」は、次のような話である（原文は本稿末〔表一〕参照）。

晉の武帝の世、河間郡に男女の私に悦び、相配適せんことを許すもの有り。尋いで男軍に従い、積年歸らず。女の家更めて之を適がしめんと欲す。女行くことを願わず。父母、之に逼る。已むを得ずして去く。尋いで病みて死す。其の男成りより還る。女の在る所を問う。其の家、具に之を説く。乃ち冢に至り、之を哭して哀を敘べんと欲すれども、其の情に勝えず、遂に冢を發き、棺を開くに、女即ち蘇活す。因りて負いて家に還る。將養すること数日、平復すること初めの如し。後に夫の聞き、乃ち往きて之を求む。其の人還さずして曰く、「卿が婦已に死す。天下豈に死人の復た活くべきを

聞かんや。此れ天の我に賜う、卿が婦に非ざるなり」と。是に於いて相訟う。郡縣決すること能わず。以て廷尉に讞る。秘書郎王導奏す。「精誠の至りを以て、天地を感ぜしむ。故に死して更に生く。此れ常の事に非ず。常禮を以て之を斷するを得ず。請う冢を開く者に還さん」と。朝廷其の議に従う。

唐、積道成『法苑珠林』巻九二、北宋、李昉『太平御覽』巻八八七、同『太平広記』巻三七五には、『搜神記』からの引用として、この話が引かれている。また、『広記』巻一六一には、『珠林』からの引用として、この話が引かれている。一方、南朝、沈約『宋書』、及び初唐、房玄齡『晋書』、それぞれの五行志には、この話と酷似したものが載っている。なお、八卷本『搜神記』にはみえない。

ところで、『宋志』『晋志』に「秘書郎王導」とあるのに対し、『珠林』『御覽』『広記』にはない。かかる諸本の異

同を踏まえ、李劍国『新輯搜神記 新輯搜神後記』（中華書局、二〇〇七年、以下『新輯』と略称）は、この記述が元来なかった、という。そこで本稿では、王導の名が元来記されていたのか否か、ということから検討してみたい。

なお、『搜神記』の底本としては、明の毛晋輯津逮秘書所収二十巻本を用いた（以下、津逮本と略称）。津逮本は、明の姚士舜と胡震亨の手からなる秘冊彙函所収の『搜神記』を元にしたものである。表題については、津逮本にないため、津逮本を襲う清、張海鵬輯学津討原本によった。

#### 一 テキストの異同について

「河間郡男女」について、『珠林』『御覽』『広記』及び、『宋志』『晋志』を見比べると、『御覽』『広記』巻六一の記述は、『珠林』とほぼ一致し、『晋志』は『宋志』とほぼ一致する。ただ、『広記』巻三七五は、いずれのものとも一致しない。つまり、「河間郡男女」は、『珠林』系統、『広記』巻三七五系統、『宋志』系統の三種のテキストが存在する、といえる。そこで、この三本を用い、比較検討していく。

小南一郎「干宝『搜神記』の編纂（下）」（『東方学報』七〇冊、一九九八年）は、『搜神記』の成立について、姚

士舜と胡震亨の二人が、秘冊彙函を編む際に、類書などを置いて『搜神記』の復元作業が行われたのであろうと想像している（二〇八頁）。また、明人が類書などの引用文を集めて『搜神記』を復元する際、何か元になる古い『搜神記』のテキストがあつて、それを基礎にしつつ、関連がありそうな部分に、佚文を付加していったのだろうか、という疑問を提示した上で、最終的には二十巻全体の構成や話の配列順序なども明人の手になったであろうと結論づけている（同前、一一〇―一一一頁）。この推定が正しいとすれば、ある話が二十巻本に収載される場合、干宝に時代がより近い類書を襲うはずである。「河間郡男女」で言えば、『搜神記』として引用されるものの中では、『珠林』に引かれているものが、最も古い。従つて、明人が再編集する際には、『珠林』所引の『搜神記』を土台とするはずだろう。確かに、津逮本と『珠林』を比べると、「秘書郎王導」は、『宋志』などによつて付加されたかみえる。が、四者を仔細に比較すると、「河間郡男女」は必ずしも『珠林』を元にしつつ、『広記』巻三七五と『宋志』を用いて再編されたのではないように思われる。以下、本論末の【表一】を参照しつつ、四者の関係を検討する。

まず、『宋志』と、津逮本との異なる点を押さえておく。

細かい点では、『晉惠帝』という時代、「梁國」という場所の違いのほか、『宋志』では、男が從軍した場所が「長安」と明記されているという違いがある。また、話の筋の違いとしては、「已受礼娉」とあつて、從軍する前に男が女と略式ながら結婚していたことになっており、從軍した男は「夫」と、後から結婚した男は「婿」と記されている。このことは、李劍國氏の「思うに『宋志』のこの記述は、別に拠る所があり、元來本書に拠つたものではない（『宋志』所記此事当別有所拠、非本書）」（『新輯』三五八頁）という指摘が、妥当であることを裏付ける。以上を踏まえ、テキストの系統をまとめると、次のようになるう。

I 『搜神記』によるテキスト

i 『珠林』↓『御覽』↓『広記』卷一六一

ii 『広記』卷三七五

II 出典不明のテキスト

『宋志』↓『晉志』

仮に明人が再編集した際、『珠林』を元にしていたとしよう。すると、津速本には、元の文が書き換えられた例の他に、省略された例、付け加えられた例がみえてくる。以下、煩を厭わず、各例と改作された根拠の有無について列記する。列記するにあたり、まず津速本の記述を、次に

『珠林』の記述を示す。また、改作が認められる場合は、その根拠に対する筆者の考えを示す。

(一) 書き換え

- ① 河間郡有男女私悦↑河間郡有男女相悦（根拠不明。）
- ② 尋而男從軍↑既而男從軍（根拠Ⅱ『宋志』「尋而其夫」。）
- ③ 女家更欲適之↑父母以女別適人（根拠Ⅱ『宋志』「女家更以適人」。欲「之」の根拠不明。）
- ④ 尋病死↑無幾而憂死（根拠Ⅱ『広記』「尋病死」。）
- ⑤ 其男戍還↑男還悲痛（根拠Ⅱ『広記』「其夫戍還」。男の根拠不明。）
- ⑥ 女即蘇活↑即時蘇活（根拠Ⅱ『広記』「女即蘇活」。）
- ⑦ 後夫聞↑其夫（根拠Ⅱ『広記』「後夫聞」。）
- ⑧ 秘書郎王導奏上↑廷尉奏上（根拠Ⅱ『宋志』「秘書郎王導議曰」。議「曰」は不襲。）
- ⑨ 此非常事、不得以常禮斷之↑在常理之外、非禮之所處、刑之所裁（根拠Ⅱ『宋志』「此是非常事、不得以常理斷之」。「是」は不襲。「理」の根拠不明。）
- ⑩ 請選開冢者↑斷之還開塚者（根拠Ⅱ『広記』「請選開冢者」。「棺」は不襲。）
- ⑪ 乃至冢↑乃至冢所（根拠Ⅱ『広記』「乃至冢」。）

(二) 省略

⑫ 欲哭之敘哀而不勝其情↑始始欲哭之敘哀而已不勝其情  
〔根拠Ⅱ『広記』「欲哭之敘哀而不勝其情」。〕

(3) 付け足し(いずれも『珠林』に記載なし。)

⑬ 女不願行、父母逼之、不得已而去。(根拠Ⅱ『広記』「女不願行、父母逼之」、『宋志』「不得已而去」。)

⑭ 問女所在、其家具説之。(根拠Ⅱ『広記』「宋志」「問女所在」、其家具説之。)

⑮ 女即蘇活。(根拠Ⅱ『広記』「女即蘇活」。)

⑯ 平復如初。(根拠不明。)

⑰ 朝廷從其議。(根拠Ⅱ『宋志』「朝廷從其議」。)

なお、上記以外に、「于」と「於」、「冢」と「塚」という字形の違いがあることを付言しておく。

上記のうち、①③⑤⑨⑫の例については、現存するテキストと比較検討しても、基づく所が判然としない。各項目について改めて考えてみよう。①については、諸本で「相」に作るのを、津逮本は「私」に作るが、強いて言えば二字の字形が似ていることから、伝写の誤りといえるかもしれない。③については、諸本で「以」「人」となっているのを、津逮本は「欲」「之」に作る。これらに關しては、伝写の誤りと考えられず、津逮本だけが、このように作る理由が判然としない。⑤について『広記』が「夫」に作る

のに対し、津逮本が「男」に改めているのは、話の筋からして、從軍した男を「夫」と呼ぶのには齟齬が生じるからだろう。『広記』が「夫」に作るのは、話の筋が異なる『宋志』の記述が反映されたからかもしれない。⑨については、諸本で「理」に作るのを、津逮本は「禮」に作るが、この理由も判然としない。『珠林』の「非禮之所處」と何らかの關係があるのかもしれない。⑯の「如初」は、津逮本にしかない。この二字が無くても話の筋は通じるが、津逮本にだけ記されている理由は不明と言わざるを得ない。

## 二 李劍国論とその検討

李劍国氏は、二十卷本『搜神記』(Ⅱ津逮本)の問題について、十四項目に分類し、その責を『搜神記』を再編した姚士舜と胡震亨に負わせている。先に検討した例については、(八)他のテキストによって妄りに佚文原文を改める(拠他書妄改佚文原文)、(十)意のまま字を増やす(随意增益文字)の二項が該当する(『新輯』八六一―一〇〇頁)。李劍国氏は、(十)に当たる例として、現行本『搜神記』卷一六「蘇娥」の「然寿為惡首」を挙げ、「首」の字が諸本にないこと、龔寿一人だけが人を殺したのだから、「惡首」とは言えない、従つて妄りに字が付け加えられたのだ

と判断している。また、同卷「秦巨伯」の「鬼動作不得」を挙げ、「鬼」字が『広記』卷三二七には無いから、後世付け加えられたのだと判断している。先に挙げた⑩の例は、李劍国氏の基準からすると(十)に該当し、その理由は「秦巨伯」と質を同じくするだろうが、結局は書き添えられた必然性が明らかにならない。(八)に関しては、「河間郡男女」を引き、「王導」の改作を例に挙げ、現行本には『宋志』『晋志』により、誤って改変された個所が多いと指摘する。本篇「河間郡男女」注六に記された氏の考証をまとめると、王導の生卒年は三三九―二七六年で(『晋書』王導伝による)、武帝在世時に秘書郎にはなっていない。『晋書』劉寔伝と惠帝紀によると、王導が秘書郎となつたのは、惠帝の永康前後に間違いない。『宋志』の記述に齟齬はないが、二十卷本が『宋志』『晋志』によって「廷尉」を「秘書郎王導」に書き換えるのは甚だしい誤りだ、と結論づけている(『新輯』三三八頁)。

史書を踏まえた氏の考証は、妥当性があるように思われるかもしれない。が、先の諸本の系統分析を踏まえると、全ての問題を解決するとは言えない。「河間郡男女」に限って言えば、仮に明人が諸本から再編集したのだとすれば、津逮本は、『珠林』を元にしたという可能性があるとしても、

かなり複雑な改作を経たことになるばかりでなく、「如初」など説明がつかない付け加えが残ってしまう。

李劍国氏は、津逮本の成立を、

祖本 ↓ 『珠林』系統  
↓  
祖本 ↓ 『広記』卷三七五系統 ↓ 津逮本

別本 ↓ 『宋志』

とみなしているようだが、以上の分析結果を踏まえると、

祖本 ↓ 『珠林』系統  
↓  
別本 ↓ 『宋志』

別本 ↓ 『宋志』

という過程があつたと考えるのも、不自然ではなくなるのではなからうか。諸本の分析を踏まえると、このように考えることが、最も自然なように思われる。次に、こうした考え方の妥当性をはかるために、「河間郡男女」以外の諸本の関係について検討してみたい。

### 三 『珠林』『広記』及び『宋志』『晋志』所収話の検討

汪紹楹『搜神記』(中華書局、一九七九年)により、『珠林』『広記』及び『宋志』『晋志』に同様の話が引かれていたものを調べると、全部で十二条みつかると、各性質を分類

すると、次のようになる（作品番号は汪本による）。

(1) ほぼ『珠林』を踏襲するもの

一一七〇・八二六・九六二〇・二五・五七（七条）

(2) 『珠林』と別なテキストをつぎ足したもの

一一八四（一条）

(3) 『珠林』の記述が二条に分割されているもの

一一八四・一五（二条）

(4) 諸書のテキストを任意に複数用いているもの

一一三三・二〇三・四七（三条）

(1) は、津逮本の記述が、『珠林』所引の話とほぼ一致する例である。一七〇「燕巢生鷹」について言えば、津逮本には、「未央宮中」及び「今興起宮室、而鵲來巢」という『珠林』にない記述があるが、前者は『晋志』から、後者は『宋志』から補われたとみなすことができる。

(2) について。一八四「兩足虎」は、前半が『珠林』から、後半が『晋志』から引用されている例である。なお、『珠林』には後半部分に該当する記載がない。前半の記述は『珠林』と完全に一致している。一方、『晋志』による後半部分には、一見して『晋志』から引用されていると判断できるが、「河間王顛覆以獻」を欠くという大きな違いがある。また、津逮本は『晋志』の「丙辰」を「景辰」に、「兵乱」

を「兵革」に作る。また、「于」を「於」に作る。後半の類話は、『宋志』にも載るが、これらの記述を改められる記載はなく、「河間郡男女」同様、書き換えの根拠がみつからない。

(3) について。先に触れたように一八四は、『珠林』の話が、津逮本では二条にわかれているが、同じく一五「一身二体」に該当する『珠林』の話は、一五と三三の二条に分割されている（表二 参照）。一五は、「有」字を脱していること、また「晉惠懷之世」が『晋志』同様「惠帝之世」に、「亦能兩幸」が『宋志』『晋志』同様「亦能兩用入道」になっているという違いはあるが、基本的には『珠林』によっている。一方、分割された三三は、本文が複雑に入り組んでいる。この話は、前半は陰部が腹にある女について、後半は陰部が首にある女について、各々その住居と性質が述べられているが、『珠林』では、前半の女だけが取りあげられ、その住居と性質は後半の女の話になっている。『宋志』では、前半部が更に分割されており、共に末尾に京房『易妖』を引く。津逮本は、両方の女の話載せる『晋志』とほぼ一致するが、『晋志』で「渡在揚州」「性亦淫」となっているのを、『珠林』同様、「居在揚州」「亦性好淫」に作る。ただ、「亦性好淫」に関しては、津逮本は「姪」を「淫」に作り、

かつ『珠林』にある「色」字を脱している。また、京房『易妖』の引用は、『晋志』ではなく、『珠林』と完全に一致する。

(4) について。先の三三のほか、三〇及三七があるが、順を追って検討する。三〇は、惠帝元康年間、瑤氏が地中から犬を掘り起こした部分、太興年間、太守張懋が犬を見つけた部分、『尸子』ほか二書の引用部分という三段からなる(表三三 参照)。全体として『珠林』を襲っているようだが、仔細にみると『珠林』と異なる部分はいくつかある。このうち、一段目はほぼ『珠林』及び『広記』と一致するが、「視聲發處」「穴」は、いずれにも載っていない。また、津逮本は「覺有物」に作るが、『珠林』では「覺如物」に、『広記』では「覺如有物」に作り、津逮本に一致するものはない。二段目の冒頭は、津逮本は『珠林』と異なり、むしろ『晋志』の記述に一致する。ただ、完全に一致してはおらず、冒頭の「至」は、いずれにも載らない。また『晋志』「見有二天子」の「見」字を脱し、津逮本が「牀」を「床」に作るという違いもある。三段目に一致するものは『珠林』しかないが、完全には一致しておらず、「賈」字が加わっていること、「萬華」を「畢萬」に、「氣作」を「氣化」に、「惑」を「成」に作るという違いがある。「作」

と「化」、「惑」と「成」については伝写の誤りの可能性があるが、一方「賈」が加わる根拠は不明である。また、『淮南萬畢』は、漢の劉安『淮南萬畢術』一卷を指すだろうか(『隋志』子部、五行類に載る)、津逮本は書名を誤ったまま載せていることになる。仮に『珠林』に基づいていたとすれば、このような誤りが生じるはずがないだろう。<sup>(2)</sup>

三七「王周南」は、鼠が王周南に死を予言する話である(表四 参照)。津逮本は、『珠林』に拠っているようだが、部分的に『広記』(出典は『幽明録』)や『宋志』によって補われているところがある。ただ、その中に津逮本にしかない記述がある。「須臾復出」は、『珠林』は「斯須復出」に、『宋志』は「斯須更出」に作る。なお、『広記』には該当個所の記述がない。また「爾不應死」については、『珠林』『広記』『宋志』いずれも、「汝不應」に作る。末尾は、津逮本は『広記』にほぼ拠っているのだが、奇妙なのは最後に「一字」の二字が付されていることである。この語句は諸本にないばかりか、津逮本を襲う学津討原本にもなく、汪氏の校記にも指摘はない。なお、津逮本が「即失衣冠所在。就視之、與常鼠無異一字」となっているのに対し、『珠林』は「即失衣冠。周南便卒、取視、俱如常鼠」となっており、結末では王周南も鼠と俱に死んでいる。<sup>(3)</sup>

## まとめ

前節の(4)の検討から、津速本にしかみることでできない記述が確かめられた。仮に津速本が『珠林』などに基づき、『搜神記』が再構築されているのだとすれば、これらの記述は、明人が書き換えたり、付け加えたり、削ったりにしたことになる。この仮説が正しいならば、明人は意味のない改作を多数していることになる。当然、改作するには、何らかの意図が働くはずである。が、これまでみてきたように、書き換えについては、伝写の誤りとみなし得るものもあつたが、付け加えや、省略と思われるものは、大きな意味をなさないものばかりであつた。とすれば、意図的に明人が書き換えたと考えるよりも、津速本は、現在見られぬテキストに準じていた、と考えるのが自然ではなからうか。無論、それは『搜神記』全体に互るものではなかつたろう。が、部分的ながらも現存しない『搜神記』の記述を用いていたことを、これらの記述は表していると思う。

二十巻本『搜神記』の改作が、全て明人の手からなり、原書に近いのは『珠林』所収のものだという、李劍国氏の見解は、改めて検討されなくてはならない課題なのである。

## 注

(1) 汪本は学津討原本を底本とする。また、『搜神記』として引用されているものは「本條見某々」と、類話が引用されているものは「本事見某々」と記し分けている。『宋志』『晋志』では、『搜神記』から引用したと明示されていないので、いずれも後者のように記されている。

(2) この話は『晋中興書』『吳郡志』『至正崑山志』『玉峯志』『天中記』『琅邪代醉篇』に引用されているが、どれも津速本の記述を裏付けるものはない。

(3) この話は『搜神記』の引用として、『北堂書鈔』卷一五八、『御覽』卷八八五・九九一、『藝文類聚』卷九五にのり、また『太平寰宇記』卷二には『列異伝』の引用としてのもっているが、いずれにも、津速本が拠つたとみなし得る記述はない。

(北海道教育大学旭川校)

〔掲載表の凡例〕

● Ⅱ 津速秘書本だけにある部分。

● Ⅲ 重傍線 Ⅱ 津速秘書本の文字と異なる部分。

〔表一〕三六〇 〔河間郡男女〕

〔津速秘書本卷一五〕	〔法苑珠林〕卷九二〕	〔太平広記〕卷三七五〕	〔宋志〕
<p>晉武帝世、河間郡有男女相悦、許相配適。尋而男從軍、積年不歸。女家更欲適之、女不願行。父母逼之、不得已而去。尋病死。其男戍還、問女所在。其家具說之。乃至冢、欲哭之敘哀、而不勝其情。遂發冢、開棺、女即蘇活。因負還家、將養數日。平復如初。後夫聞、乃往求之、其人不還曰「卿婦已死、天下豈聞死人可復活耶。此天賜我、非卿婦也。」於是相訟。郡縣不能決、以讞廷尉。秘書郎王導奏以「精誠之至、感於天地、故死而更生、此非常事、不得以常禮斷之。請還開冢者。」朝廷從其議。</p>	<p>晉武帝世、河間郡有男女相悦、許相配適。既而男從軍積年、父母以女別適人、無幾而憂死。男還悲痛、乃至塚所。始欲哭之、敘哀而已。不勝其情、遂發塚、開棺、即時蘇活。因負還家、將養數日。平復。其夫、乃往求之、其人不還曰「卿婦已死、天下豈聞死人可復活耶。此天賜我、非卿婦也。」於是相訟。郡縣不能決、以讞廷尉。故死而更生、在常理之外、非禮之所處、刑之所裁。斷以還開冢者。」</p>	<p>晉武帝時、河間有男女相悦、許相配適。而男從軍、積年不歸。女家更以適人、女不願行。父母逼之、而去。尋病死。其夫戍還、問女所在。其家具說之。乃至冢、欲哭之敘哀、而不勝其情。遂發冢、開棺、女即蘇活。因負還家、將養平復。後夫聞、乃詣官爭之。郡縣不能決、以讞廷尉。奏以「精誠之至、感於天地、故死而更生、是非常事、不得以常理斷。請還開棺者。」</p>	<p>晉惠帝世、梁國女子許嫁、已受禮娉、尋而其夫戍安、經年不歸。女家更以適人、女不樂行。其父母逼強、不得已而去。尋得病亡。後其夫還、問女所在。其家具說之。其夫徑至女墓、不勝哀情、便發冢、開棺、女遂活。因與俱歸。後嬪聞之、詣官爭之、所在不能決。秘書郎王導議曰「此是非常事、不得以常理斷之、宜還前夫。」朝廷從其議。</p>

【表二】一九五「一身二體」・221「太興初女子」

<p>〔津逮秘書本卷七〕</p> <p>惠帝之世、京洛有人、一身而男女二體、亦能兩用人道、而性尤好淫。天下兵亂、由男女氣亂而妖形作也。(一九五)</p>	<p>〔法苑珠林〕卷四三</p> <p>晉惠懷之世、京洛有人、一身而有男女二體、亦能兩幸、而尤好媾。天下兵亂、由男女氣亂而妖形作也。</p>	<p>〔宋志〕同卷二条・前後同</p> <p>晉惠懷之世、京洛有兼男女體、亦能兩用人道、而性尤淫。案此亂氣之所生也。自咸寧、太康之後、男寵大興、甚於女色、士大夫莫不尚之、天下皆相放效、或有至夫婦離絕、怨曠妬忌者。故男女氣亂而妖形作也。元帝太興初、又有女子陰在腹上、在揚州、性亦淫。京房『易妖』曰「人生子。陰在首、天下大亂、在腹、天下有事、在背、天下無後。」</p>	<p>〔晉志〕同卷二条・前後同</p> <p>惠帝之世、京洛有人、兼男女體、亦能兩用人道、而性尤淫。此亂氣所生。自咸寧、太康之後、男寵大興、甚於女色、士大夫莫不尚之、天下相倣效、或至夫婦離絕、多生怨曠、故男女之氣亂而妖形作也。</p>
<p>太興初、有女子、其陰在腹、當臍下。自中國來至江東。其性淫而不產。又有女子、陰在首、居在揚州。亦性好淫。京房『易妖』曰「人生子。陰在首、則天下大亂。若在腹、則天下有事。若在背、則天下無後。」(二二二)</p>	<p>當中興之間、又有女子、其陰在腹肚、居在揚州、亦性好媾色。故京房『易妖』曰「人生子。陰在首、則天下大亂。若在腹、則天下有事。若在背、則天下無後。」</p>	<p>晉中興初、有女子、其陰在腹、當臍下。自中國來江東、性甚淫而不產。京房『易妖』曰「人生子。陰在首、天下大亂、在腹、天下有事、在背、天下無後。」</p>	<p>元帝太興初、有女子、其陰在腹、當臍下。自中國來至江東、其性淫而不產。又有女子陰在首、澗在揚州、性亦淫。京房『易妖』曰「人生子。陰在首、天下大亂、在腹、天下有事、在背、天下無後。」于時王敦據上流、將欲爲亂、是其徵。</p>

〔津逮秘書本卷一〕

晉惠帝元康中，吳郡婁縣懷瑤家，忽聞地中有犬聲隱隱。視聲發處，上有小竅，大如蟻穴。瑤以杖刺之，入數尺，覺有物。乃掘視之，得犬子，雌雄各一，目猶未開，形大於常犬。哺之而食。左右咸往觀焉。長老或云：「此名犀犬，得之者，令家富昌。宜當養之。」以目未開，還置窟中，覆以磨礪。宿昔發視，左右無孔，遂失所在。瑤家積年無他禍福。

劉宗太興中，吳郡太守張懋，聞齋內牀下犬聲，求而不得。既而地圻，有二犬子。取而養之，皆死。其後懋為吳興兵沈充所殺。『尸子』曰：「地中有犬，名曰地狼。有人，名曰無傷。」夏鼎志曰：「掘地而得豚，名曰賈。掘地而得人，名曰聚。聚，無傷也。」此物之自然，無謂鬼神而怪之。然則『賈與地狼』名異，其實一物也。『淮南運漢』曰：「千歲羊肝，化為地宰。蟾蜍得荏，卒時為鴉。」此皆因氣化以相感而成也。

〔法苑珠林〕卷一

晉元康中，吳郡婁縣懷瑤家，忽聞地中有犬子聲隱。其聲上有小竅，大如蟻。瑤以杖刺之，入數尺，覺有物。乃掘視之，得犬子，雌雄各一，目猶未開，形大於常犬也。哺之而食。左右咸往觀焉。長老或云：「此名犀犬，得之者，令家富昌。宜當養之。」以目未開，還置窟中，覆以磨礪。宿昔發視，左右無孔，遂失所在。瑤家積年無他禍福也。

大興中，吳郡府舍中又得二枚物如初。其後太守張茂為吳興兵所殺。有人，名曰無傷。夏鼎志曰：「掘地而得狗，名曰賈。掘地而得豚，名曰邪。掘地而得人，名曰聚。聚，無傷也。」此物之自然，無謂鬼神而怪之。然則與地狼，名異，其實一物也。『淮南運漢』曰：「千歲羊肝化為地宰。蟾蜍得荏，卒時為鴉。」此皆因氣化以相感而惑也。

〔太平記〕卷三五九 / 〔晉志〕

晉元康中，吳郡婁縣懷瑤家，聞地中有犬聲隱隱。其聲上有小竅，大如蟻。瑤以杖刺之，入數尺，覺有物。及掘視之，得犬，雌雄各一，目猶未開，形大於常犬也。哺之而食。左右咸往觀焉。長老或云：「此名犀犬，得之者，令家富昌。宜當養之。」以目未開，還置窟中，覆以磨礪。宿昔發視，左右無孔，遂失所在。瑤家積年無他禍福也。

〔廣記〕

元帝太興中，吳郡太守張懋，聞齋內牀下犬聲，求而不得。既而地自圻，見有二犬子。取而養之，皆死。尋而懋為沈充所害。京房『易傳』曰：「讒臣在側，則犬生妖。」

〔中略〕

案『尸子』曰：「地中有犬，名曰地狼。」夏鼎志曰：「掘地得犬，名曰賈。」此蓋自然之物，不應出而出，為犬禍也。〔晉志〕

〔宋志〕

晉惠帝元康中，吳郡婁縣民家，聞地中有犬聲，掘視得雌雄各一。還置窟中，覆以磨石。宿昔失所在。

元帝太興中，吳郡府舍又得二枚物如此。其後太守張茂為吳興兵所殺。案『夏鼎志』曰：「掘地得狗，名曰賈。」『尸子』曰：「地中有犬，名曰地狼。」同實而異名也。

【表四】四三七「王周南」

<p>〔津逮秘書本卷一八〕</p>	<p>〔法苑珠林〕卷四二</p>	<p>〔太平廣記卷四〇〕</p>	<p>〔宋志〕</p>
<p>魏齊王芳正始中、中山王周南爲襄邑長。忽有鼠從穴出。在廳事上。語曰「王周南爾以某月某日當死。」周南急往。不應。鼠還穴。後至期復出。更冠幘皂衣而語曰「周南爾日中當死。」亦不應。鼠復入穴。須臾復出。出復入。轉行數語如前。日適中。鼠復曰「周南。爾不應死。我復何道。」言訖。顛蹶而死。即失衣冠所在。就視之。與常鼠無異。字。</p>	<p>中山王周南。正始中爲襄邑長。有鼠從穴出。在廳事上。語曰「周南。爾以某月某日當死。」周南急往。不應。鼠還穴。後至期復出。更冠幘皂衣而語曰「周南。汝日中當死。」周南復不應。鼠復入穴。斯須復出。出復入。轉行數語如前。日適中。鼠復曰「周南。汝不應。我復何道。」言訖。顛蹶而死。即失衣冠。周南便卒。取視。俱如常鼠。</p>	<p>魏齊王芳時。中山有王周南者爲襄邑長。忽有鼠從穴出。語曰「周南。爾以某日死。」周南不應。至期。更冠幘皂衣而出曰「周南。爾以日中死。」亦不應。鼠復入穴。日適中。鼠又冠幘而出曰「周南。汝不應。我何道。」言絕。顛蹶而死。即失衣冠所在。就視之。與常鼠無異。（出『幽明錄』）</p>	<p>魏齊王正始中、中山王周南爲襄邑長。有鼠從穴出。語曰「王周南。爾以某日死。」南不應。鼠還穴。後至期。更冠幘皂衣出。語曰「周南。汝日中當死。」又不應。鼠復入。斯須更出。語如向日。適欲日中。鼠入復出。出復入。轉更數語如前。日適中。鼠曰「周南。汝不應。我復何道。」言絕。顛蹶而死。即失衣冠。取視。俱如常鼠。案班固說此黃祥也。是時曹爽秉政。競爲比周。故鼠作變也。</p>